

令和元年

御殿場市・小山町広域行政組合議会
9月定例会会議録

令和元年 9月17日 開会

令和元年10月15日 閉会

御殿場市・小山町広域行政組合議会

令和元年御殿場市・小山町広域行政組合議会 9月定例会会議録目次

第1号（9月17日）

○議事日程	4
○会議に付した事件	4
○出欠席議員	4
○説明のために出席した者	4
会 議	
○開会・開議	5
○日程第 1 会議録署名議員の指名	6
○日程第 2 会期の決定	6
○日程第 3 管理者提案理由の説明	6
○日程第 4 認定第 1号 平成30年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計歳入歳出決算認定について	8
○日程第 5 議案第 9号 令和元年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計補正予算（第1号）について	17
○日程第 6 議案第10号 御殿場市・小山町広域行政組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について	19
○日程第 7 議案第11号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	19
○日程第 8 議案第12号 御殿場市・小山町広域行政組合委員会の委員等に対する報酬の支給及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について	19
○日程第 9 議員の派遣について	25
○散 会	25

第2号（10月15日）

○議事日程	28
○会議に付した事件	28
○出欠席議員	28
○説明のために出席した者	28

会 議

○開会・開議	29
○日程第 1 認定第 1 号 平成30年度御殿場市・小山町広域行政組合一 般会計歳入歳出決算認定について	29
○閉 会	43

第 1 日

令和元年御殿場市・小山町広域行政組合議会 9月定例会会議録(第1号)

令和元年9月17日(火曜日)

○議事日程

令和元年9月17日 午後1時30分 開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 管理者提案理由の説明

日程第 4 認定第 1号 平成30年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 5 議案第 9号 令和元年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計補正予算(第1号)について

日程第 6 議案第10号 御殿場市・小山町広域行政組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について

日程第 7 議案第11号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第 8 議案第12号 御殿場市・小山町広域行政組合委員会の委員等に対する報酬の支給及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 9 議員の派遣について

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員(12名)

1番 勝 亦 功 君	2番 勝間田 博文 君
3番 黒 澤 佳壽子 君	5番 杉 山 護 君
6番 室 伏 勉 君	7番 佐 藤 省 三 君
8番 高 橋 利 典 君	10番 藺 田 豊 造 君
11番 土 屋 光 行 君	12番 岩 田 治 和 君
13番 大 窪 民 主 君	14番 高 畑 博 行 君

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

管 理 者	若 林 洋 平 君
副 管 理 者	池 谷 晴 一 君
副 管 理 者	勝 又 正 美 君

会 計 管 理 者	鈴 木 秋 広 君
事 務 局 長	勝間田 邦 雄 君
消 防 長	村 松 秀 樹 君
庶 務 課 長	三 輪 徹 君
事務局次長兼資源循環課長	佐 藤 暁 将 君
事務局次長兼衛生センター所長	岩 田 隆 夫 君
管 理 課 長	小 澤 進 君
予 防 課 長	岩 田 誠 君
消防次長兼警防課長	勝間田 誠 司 君
通 信 指 令 課 長	平 野 利 政 君
御 殿 場 消 防 署 長	谷 中 修 君
小 山 消 防 署 長	込 山 眞 治 君
御 殿 場 消 防 署 副 署 長	小 林 眞 人 君
御 殿 場 市 副 市 長	瀧 口 達 也 君
御 殿 場 市 企 画 部 長	井 上 仁 士 君
御 殿 場 市 総 務 部 長	梶 守 男 君
御 殿 場 市 環 境 部 長	勝 又 裕 志 君
小 山 町 副 町 長	杉 本 昌 一 君
小山町企画総務部長	湯 山 博 一 君
小山町住民福祉部長	小 野 一 彦 君

○職務のため出席した事務局職員

庶務課総務スタッフ課長補佐	込 山 次 保
庶務課総務スタッフ主任	勝 亦 俊 尚
庶務課総務スタッフ主任	齋 藤 真知子
庶務課総務スタッフ主任	小宮山 智 士

○議長（大窪民主君）

出席議員が法定数に達しておりますので会議は成立いたしました。

ただいまから、令和元年御殿場市・小山町広域行政組合議会 9月定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

午後 1 時 3 0 分 開会

○議長（大窪民主君）

本日の会議は、お手元に配付してあります日程により運営いたしますので、御了承願います。

○議長（大窪民主君）

本日、議席に配付済みの資料は、議事日程（第1号）、管理者提案理由説明書、資料7、以上でありますので御確認ください。

議案書及び議案資料は先に議員各位に配付済みであります。

○議長（大窪民主君）

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長において11番 土屋光行議員、12番 岩田治和議員、以上、2名を指名いたします。

○議長（大窪民主君）

日程第2 「会期の決定」を議題といたします。

令和元年御殿場市・小山町広域行政組合議会9月定例会の会期は、本日9月17日から10月15日までの29日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（大窪民主君）

御異議なしと認めます。

よって、会期は29日間と決定いたしました。

○議長（大窪民主君）

日程第3 「管理者提案理由の説明」を議題といたします。

本議会に提出されました認定第1号及び議案第9号から議案第12号について、管理者から提案理由の説明を求めます。

管理者

○管理者（若林洋平君）

それでは、私のほうから説明をさせていただきます。

本日開会の御殿場市・小山町広域行政組合議会9月定例会に提出をいたしました議案の御審議をお願いするに当たり、その提案理由の概要を御説明申し上げます。

議案は、決算案、予算案、条例案の5件となっております。

以下、議案番号に従いまして、順次御説明を申し上げます。

それでは、認定第1号「平成30年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計歳入歳出決算認定について」申し上げます。

一般会計の決算概況は、歳入歳出予算33億6,785万3,000円に対しまして、歳入総額が33億8,385万8,811円、歳出総額が32億4,495万9,47

6円となっており、翌年度への繰越事業はございませんので、実質収支額は、歳入歳出差引額と同額の1億3,889万9,335円となっております。

予算の執行状況につきまして、歳出から申し上げます。

歳出の内訳は、91.4%に当たります29億6,497万3,000円が人件費、物件費等の消費的経費でございます。

また、1.5%に当たります4,863万4,000円が投資的経費で、消防本部車両等更新整備事業でございます。

その他の経費は、7.1%で、2億3,135万2,000円でございます。

歳入の主なものにつきましては、市・町の負担金が全体の70.1%に当たる23億7,080万円余、使用料及び手数料が2億7,135万円余、国庫補助金が1,412万円、県補助金が326万円、財産売払収入が1億7,693万円、繰越金が3億6,988万円余、組合債が1,700万円となっております。

その他は、財産運用収入、組合預金利子及び雑入で、1億6,050万円余でございます。

次に、議案第9号「令和元年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計補正予算（第1号）について」申し上げます。

今回の補正額は、8,400万円の増額で、補正後の予算総額は、歳入歳出それぞれ32億3,400万円となります。

補正の背景、要因といたしましては、前年度繰越金の精算、並びに当初予算編成後の事情変化により必要となりました経費の措置をするものでございます。

歳出の主なものは、一般管理費の諸施設整備等基金元金を積み立てるものでございます。

歳入は、平成30年度の決算確定に伴い、繰越金を1億2,890万円増額するとともに、分担金及び負担金につきましては、今回の補正事項に係る増額分を差し引いた、4,490万円を減額するものでございます。

次に、議案第10号「御殿場市・小山町広域行政組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について」、議案第11号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」及び議案第12号「御殿場市・小山町広域行政組合委員会の委員等に対する報酬の支給及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について」は関連がございますので一括して御説明を申し上げます。

本3案は、地方公務員法及び地方自治法の改正により、会計年度任用職員制度が設けられましたこと、非常勤特別職の定義が変更されましたこと及びこれらの法に関連のある諸条例に改正の必要が生じたことに伴い、新たに条例を制定するとともに、所要の改

正を行うものでございます。

以上で、本日提出をいたしました議案の提案理由の説明を終わりとさせていただきます。

慎重な御審議の上、御賛同いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（大窪民主君）

日程第4 認定第1号「平成30年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

この際、あらかじめ御了承願います。平成30年度決算の審議に当たっては、本日は当局の決算書及び附属資料による内容説明のみとし、質疑については、来る10月15日の本会議において行いたいと思いますので、御了承願います。

当局から平成30年度決算の説明を求めます。

事務局長

○事務局長（勝間田邦雄君）

ただいま議題となりました、認定第1号について、内容の説明をいたします。

資料1 議案書の1ページ及び資料4 決算附属資料1ページをお開きください。

平成30年度の決算を見ますと、再資源化センターの建設事業完了を大きな要因として、歳入、歳出、共に大幅減となりました。

それでは、初めに、決算の概要について説明いたしますので、資料4 決算附属資料の1ページ、「一般会計決算概況」をごらんください。

1の歳入総額は、前年度に比べ38.8%減の33億8,385万9,000円、2の歳出総額は、前年度に比べ37.1%減の32億4,495万9,000円となりました。

3の歳入歳出差引額、いわゆる形式収支は、前年度に比べ62.4%減の1億3,890万円でした。

4の翌年度へ繰り越すべき財源はございませんでしたので、5の実質収支額は、形式収支と同額となり、前年度に比べ96.7%の増となりました。

6の単年度収支額は、平成30年度の実質収支額から平成29年度の実質収支額を差し引いた額ですが、1億826万8,000円のプラスとなりました。

7から9の積立金、繰上償還金、積立金取崩額については該当がありませんでしたので、10の実質単年度収支額は、6の単年度収支額と同額となります。

次に2の市町の負担金の状況ですが、（1）の負担金対象人口及び（2）の項目別負担割合に基づき、（3）の項目別決算額の合計欄のとおり、御殿場市が18億7,862万8,000円、小山町が4億9,217万8,000円の、計23億7,080万

6, 000円でした。

次のページの「歳入項別集計表」をお開きください。

各款項ごとの内容説明は、後ほど、歳入歳出決算事項別明細書により説明いたしますので、ここでは最下段の計の欄についてのみ説明いたします。

当初予算額は30億3,000万円でしたが、補正予算で3,861万1,000円の増額をするとともに、繰越事業費繰越財源充当金2億9,924万2,000円を入れた、予算現額の計は33億6,785万3,000円となりました。

3ページに移りまして、調定額は33億8,385万8,811円で、収入済額は調定額と同額です。

次のページの「歳出目別集計表」をお開きください。

こちらでも最下段の計の欄についてのみ説明いたします。

4ページの予算現額につきましては、歳入で説明した額と同額です。

5ページ、支出済額は32億4,495万9,476円で、翌年度繰り越しはございませんでしたので、予算現額の計から支出済額を差し引いた不用額は、1億2,289万3,524円となりました。

次のページ、「目的別・性質別経費の状況」をお開きください。

初めに6ページ消費的経費のうち、人件費は、事務局職員24名、消防職員150名の職員の給料、各種手当、共済費などが主なものです。

物件費は、消耗品、燃料費、施設や機器の清掃・保守点検委託などが主なものです。

維持補修費は、施設や機器などの修繕、補修に要した経費です。

扶助費は、児童手当です。

補助費等は、各種事業の負担金・交付金、建物や自動車などの保険料などが主なものです。

次に7ページの投資的経費ですが、普通建設事業費の主なものは、塵芥処理費において焼却センター管理用軽トラック、し尿処理費は衛生センター水質検査機器購入費、常備消防費については、補助事業において高規格救急車、単独事業で広報車、作業車の車両購入費等となります。

その他の経費のうち公債費は、組合債の元金及び利子で、積立金出資金等は基金への元金及び運用利子の積み立てでございます。

各経費の構成割合は、最下段に記載のとおりです。

次のページ、「性質別経費の財源内訳」をお開きください。

9ページ右の欄、財源構成の下段、合計欄のとおり、特定財源は26.4%で、市町の負担金等が主たる財源となる一般財源は、73.6%となりました。

特定財源の主なものは、廃棄物処理手数料、旧RDFセンター用地売り払い収入、前

年度繰越金、焼却センター発電売電料、高規格救急車導入事業に対する組合債などです。

次のページの「経費別構成状況」をお開きください。

この表は、歳出の目ごとに、節の区分別の構成状況を一覧にしたもので、上段が目の区分となり、左の欄が節の区分となります。

目別では10ページの塵芥処理費が36.4%、11ページの常備消防費が40.3%、節別では13節焼却センター・再資源化センター運営維持管理費などの委託料が30.0%と、それぞれ大きな割合を占めております。

次のページの「組合債の目的別・借入先別現在高」をお開きください。

12ページの左の欄が区分ごとの平成29年度末の現在高です。

平成30年度は、高規格救急車導入事業に対し、1,700万円の借り入れを行う一方、1億7,122万円余の元金を償還したため、平成30年度末現在の残高は、20億1,472万円余となり、平成29年度末に比べ1億5,422万円余の減となりました。

借入先別の内訳につきましては、政府資金関係が3,511万円余、その他として、市町村振興協会や市内金融機関が、19億7,960万円余となっております。

なお、平成30年度末、借り入れ件数の合計は2件減の22件となっております。

次の14ページから26ページまでは、各所属別の事業実績となっておりますので、後ほどごらんください。

27ページをお開きください。

このページは一般会計の未収入調書ですが、該当はございません。

次に28ページをお開きください。

この表は一般会計の500万円以上の収入減調書ですが、該当ございませんでした。

次の29ページは、一般会計の予算現額と支出済額に500万円以上の予算残が生じた事業の一覧です。

5款公債費において、平成29年度、借り入れに関しまして、利率が当初見込んでいた率より低かったことによる、残が生じたことによるものでございます。

次のページをお開きください。

この表は「ごみ焼却施設周辺整備事業の実施状況」を一覧としたものです。

次の31ページは、平成30年度に実施した主要事業の実績を一覧としたものです。

以上が、平成30年度決算の概要説明となります。

続きまして、詳細の説明をさせていただきますので、資料3 平成30年度一般会計歳入歳出決算書を御用意ください。

初めに事項別明細書により、歳入から説明をさせていただきますので、決算書の12、13ページをお開きください。

1 款 1 項 1 目負担金は、構成団体の御殿場市と小山町からの負担金で、前年度比 5 億 4, 7 4 2 万円余、1 8. 8 %の減となりました。

決算附属資料 1 ページにあります項目別の市・町の負担割合率により算定されております。

2 款使用料及び手数料は、前年度比 1, 5 4 2 万円余、6. 0 %の増となりました。

1 項 1 目総務使用料は、行政財産の目的外使用に関する条例の規定に基づく使用料です。

2 目衛生使用料は、斎場の火葬炉、告別式場及び霊安室の使用料です。

決算附属資料 1 4 ページ、1 5 ページに斎場使用状況が掲載されていますので、合わせてごらんください。

平成 3 0 年度は、前年度に比べますと全体的に件数が若干減少しておりました。

2 項手数料は、前年度比 6. 5 %の増となりました。

1 目衛生手数料の備考欄、指定ごみ袋廃棄物処理手数料は、市町民が指定ごみ袋を利用して廃棄物を処理する際の手数料です。

焼却廃棄物処理手数料は、指定ごみ袋以外で、焼却センターへ自己搬入された焼却ごみの処理手数料です。

再資源廃棄物処理手数料は、2 9 年 1 0 月に竣工しました再資源化センターへ自己搬入された粗大ごみ・不燃ごみ等の処理手数料です。3 0 年度は通年で本格稼働したことから手数料収入も大幅に増額となりました

2 節斎場手数料は、斎場で交付した分骨証明に係る手数料です。

2 目消防手数料は、危険物施設の変更許可及び完成検査の申請が増加したことに伴いまして前年度比 7 4 万円余、2 2. 8 %の増となりました。

煙火消費許可申請は 2 9 年同様の 3 5 件の申請がありました。

次のページをお願いいたします。

3 款 1 項国庫補助金ですが、2 9 年度は再資源化センター建設事業に係り、循環型社会形成推進交付金を受けましたが、3 0 年度は事業完了に伴いまして、前年度比 9 7. 2 %の大幅減額となりました。

1 目消防費国庫補助金の備考欄、東富士演習場周辺消防施設設置助成事業費補助金は、御殿場消防西分署に配備した高規格救急車の更新に係る補助金で、補助率は、基準額の 3 分の 2 です。

4 款 1 項 1 目消防費補助金は、前年度比 8 0 万円余、1 9. 9 %の減となりました。

備考欄、一部事務組合等防災力充実強化総合支援事業費補助金は、化学防護服や空気呼吸器などの整備費のほか、御殿場消防署に配備した広報車の更新事業に対して交付された補助金で、補助率は 3 分の 1 です。

5款1項1目利子及び配当金は、備考欄記載の基金利子です。平成29年度に職員退職手当基金1億1,000万円、RDFセンター解体のために諸施設整備等基金1億9,831万7,000円を取り崩したため、前年度比44万円余、90.9%の減となりました。

2目財産売却収入は、旧RDFセンター用地を小山町に売り払ったものです。29年度は、町道整備事業用地844.67㎡を、30年度は残りの用地を売り払いました。

6款1項1目繰越金は、前年度からの繰越金で、前年度比2億5,923万円余、234.3%の大幅増となりました。

備考欄にあります、前年度繰越金7,063万円余は平成29年度決算の歳入歳出差引額です。

繰越明許費2億9,924万円余は、29年度に予算処置したRDF解体工事費用が、当該年度に施行することができずに、30年度に繰り越し、3款2項清掃費1目塵芥処理費の中で、執行しております。

次のページをお願いいたします。

7款諸収入は、前年度比47万円余、0.3%の増となりました。

1項1目組合預金利子は、歳計金預金利子です。

2項1目雑入の備考欄、東名救急業務支弁金は、東名高速道路での救急業務に対しまして、特別な財政負担を生じることから、中日本高速道路株式会社から財政措置されたものでございます。

環境保全負担金は、焼却センターの焼却灰の資源化処分に伴う、特別目的会社：SPC御殿場・小山環境テクノロジーからの負担金です。

焼却センター発電売電料は、焼却センターで発電した電気を日立造船株式会社に売電した料金です。各月ごとの電力量の推移を、資料4 決算附属資料の16ページに発電データとして取りまとめてありますので、後ほどごらんください。

再資源化物売却料は、平成29年10月に竣工した再資源化センターの稼働に伴う、同センターを運営するSPC御殿場・小山エコパートナーズ株式会社が、瓶、缶、ペットボトル等の資源物を組合から買い取った金額と、その売却益の一部を上乗せした金額を組合に支払われたものでございます。

同様に、コンテナ洗浄料は、資源物等の回収用を使用して、汚れたコンテナを御殿場市から受託して同センターで洗浄を行った料金です。

8款組合債は、前年度比98.7%の大幅減となりました。

1項1目消防債の備考欄、高規格救急車導入事業は、県市町村振興協会から借り入れたもので、借入利率は年0.01%、償還期間12年で借り入れたものでございます。

以上、17ページの下段の調定額及び収入済額は、同額の33億8,385万8,8

11円となりました。

続いて、歳出の説明をいたしますので、18ページ、19ページをお開きください。

歳出については、右の欄の備考欄を中心に説明いたしますが、人件費、車両管理費及び一般諸経費につきましては、特に必要がある場合を除き、説明を省略させていただきます。

なお、備考欄の大きな数字は大事業、丸囲みの数字は細事業で、括弧内の数字は予算現額です。

1款1項1目議会費の執行率は、92.9%でした。

3の①は、横浜市のJFE環境株式会社、相模原市の日本山村硝子株式会社への議員行政視察に要した経費です。

2款1項1目一般管理費の執行率は、98.4%でした。

1の④は、定年退職者2名分の退職手当と事務局及び消防職員に係る児童手当です。次のページをお願いいたします。

3の①は、組合事務室の維持管理費に係る御殿場市への負担金です。

②は、斎場のほか、各施設の建物損害共済の保険料です。

4の①は、職員の健康診断のほか、現場作業に従事する職員の破傷風の予防接種や、B型肝炎の抗体検査等に要した経費です。

③、④、⑥及び⑦は、それぞれ記載の事務に係る御殿場市への負担金です。

⑧は、職員採用試験等に要した経費です。

5の①から③は、それぞれ記載の元金または利子を、それぞれの基金に積み立てしたものでございます。

8の①と②は、業務で使用しているパソコンのネットワークシステム等の維持管理に係る御殿場市への負担金です。

③は、組合の出納事務に係る御殿場市への負担金です。

予備費充用は、無停電電源装置の緊急修繕のために、11節修繕費へ充用したものでございます。

次に、3款1項1目斎場費の執行率は、98.9%でした。

備考欄1の①は、火葬炉台車のブロック交換修繕や、主燃炉レンガ及びセラミック修繕などに要した経費です。

②は、火葬炉用の灯油代、冷暖房用のプロパンガス代、水道料及び電気代でございます。

次のページをお願いいたします。

③は、火葬等業務のほか、設備の保守点検等の委託に要した経費です。

④は、斎場敷地の土地借上料です。

次に、2項1目塵芥処理費の執行率は92.9%でした。

2の①は、焼却センターの運営維持管理費のほか、ごみ計量業務等、焼却センターの運営・維持管理委託料としてSPCに対して支払った経費です。

②は、焼却灰を資源化するに当たり、受け入れ先の自治体である三重県伊賀市及び茨城県鹿嶋市へ支払った環境保全負担金です。

③は、焼却センター敷地等の土地借上料です。

④は、焼却センター周辺地元区である板妻区、神場区での道路など、資料4 決算附属資料30ページに記載の、事業に対する御殿場市への負担金です。

3の①は、再資源化センターの運営維持管理委託料としてSPCに対して支払った経費です。

②は、廃乾電池、廃蛍光管等の処理委託料及び小山町の最終処分場への埋め立て物の運搬手数料です。

③は、再資源化センター敷地の土地借上料です。

4は、指定ごみ袋の作製、配送、販売等の業務に要した経費です。

5は、RDFセンターの土地売買に当たり、抵当権が設定されていた土地の不動産抵当権抹消手数料や排水管施設用地の土地借上料です。

次のページをお願いいたします。

8、繰越明許、①旧施設管理費は、小山町に支払ったRDFセンター解体工事及び解体に係る事務費の負担金です。

2目し尿処理費の執行率は98.4%でした。

2の①は、処理棟、管理棟、井戸設備等に要した電気料です。

②は、施設運転技術管理及び夜間機械警備に係る委託料です。

③は、各種機器の定期的な保守・点検・整備等の委託に要した経費です。

⑤は、平成29年に策定しました「衛生センター長寿命化総合計画」にのっとり100キロ処理棟沈殿槽内部装置交換修繕などの各種機器の修繕及び部品交換に要した経費です。

⑥は、施設用地の土地借上料です。

⑦は、し尿及び浄化槽汚泥の処理に必要な薬品類などの消耗品費です。

⑨は、神場地先にある最終処分場の維持管理や放流水水質分析、土地借り上げ等に要した経費です。

以上で、3款の説明を終わらせていただきます。

以下、4款消防費につきましては、消防長から説明をさせていただきます。

○議長（大窪民主君）

消防長

○消防長（村松秀樹君）

それでは、4款消防費1項1日常備消防費について御説明いたします。

決算書の26、27ページをお願いいたします。

常備消防費は、常備消防の管理運営に要した経費及び資機材の整備等に要した経費で執行率は、99.9%でした。

備考欄の主な事業について、順次説明をさせていただきます。

備考欄1は、③の職員150名分の人件費が主なもので、常備消防費全体の87.5%を占めております。

2の①は、御殿場消防署、小山消防署及び富士岡・西・須走の各分署における清掃管理や空調設備、エレベーターなどの管理委託に要した経費です。

②は、庁舎5か所の光熱水費です。

③は、通信指令台と各署々及び、管内の医療機関等を結んでいる専用回線や高機能消防指令システムに伴う指令回線等の通信に要した経費です。

④は、庁舎5か所の修繕に要した経費で、照明のLED化や西分署のエアコンの更新、ホース乾燥塔の修繕が主なものです。

⑤は、富士岡分署の土地借上料です。

⑥は、OA機器等の借上料及び浄化槽の清掃や水質検査手数料並びに庁舎管理用の消耗品が主なものです。

3の①は、化学防護服や空気呼吸器等の災害対策資機材の整備に要した経費です。

②は、市民・町民の防火意識の高揚を図るための事業で、幼年消防クラブの育成や、火災予防広報紙の作成が主なものです。

③は、救急処置用消耗品の補充及び救急救命士の養成や、病院研修費が主なものです。

④は、消防救助隊・水難救助隊・消防音楽隊の3隊の運営に要した経費で、訓練用消耗品の補充及び備品の購入費です。

⑤は、119番通報を受信する高機能消防指令システム及び無線機等の保守点検委託料や借上料が主なものです。

4の①は、静岡県消防学校の研修における、11課程、23名の研修負担金です。

②は、消防大学校の研修における、2課程、2名の研修負担金です。

③は、消防業務に必要な小型移動式クレーン運転技能・玉掛け運転技能講習など4講習へ4名の受講に要した経費です。

5の①は、消防車両31台分の車両燃料費と、18台の車検整備に要した経費です。

②は、西分署に配置した救急車、須走分署に配置した作業車及び消防本部に配置した広報車の計3台を老朽化に伴い更新をいたしました。

6は、職員の貸与被服、参考図書、庁用備品等の購入に要した経費です。

7は、全国、関東、県及び県東部それぞれの各消防長会への負担金です。

8は、東京オリンピック・パラリンピック組織委員会に派遣した職員1名分の派遣準備に要した経費です。

次に予備費の充用につきましては、消防用ホースの乾燥設備や空調機、汚水処理用水中ポンプの修繕、そのほか、救急協力者に対する血液検査の見舞金です。

以上で、4款1項1日常備消防費の説明を終わります。

○議長（大窪民主君）

事務局長

○事務局長（勝間田邦雄君）

引き続き、5款以降について、内容の説明をいたします。

28、29ページをお願いいたします。

5款1項1目元金の執行率は、100%でした。

①から③の組合債の元金償還に要した経費です。

2目の利子の執行率は、62.9%でした。

不用額につきましては、②のごみ処理施設の償還金利子及び③の消防施設償還利子に係る借り入れ利率を1%と見込んで予算計上したところ、いずれも1%未満で借り入れすることができたことによるものでございます。

次のページをお願いいたします。

6款1項1目予備費は、30ページ、31ページに記載のとおり、30年度緊急に対応が必要となった備考欄記載の各科目の事業に充用したものです。充用先の科目で説明をいたしましたので、ここでの説明は省略させていただきます。

以上、歳出合計は、予算現額33億6,785万3,000円に対し、支出済額は32億4,495万9,476円で、不用額は、1億2,289万3,524円となり、支出済額の予算現額に対する執行率は96.4%となりました。

次のページをお願いいたします。

実質収支に関する調書ですが、冒頭に、決算附属資料1ページの一般会計決算概況で同様の説明をしておりますので、ここでの説明は省略させていただきます。

次に、34ページから37ページまでは、公有財産のうち土地及び建物に関する調書です。

平成30年度中は、土地は34ページ中段の、旧RDFセンター用地を処分したことにより、2万1,444.13㎡の減少、建物は、35ページ中段から37ページ最上段の、旧RDFセンター工場棟・管理棟以下、各棟の合計8,001.89㎡が減少しました。

次のページをお開きください。

基金は、職員退職手当基金及び諸施設整備等基金で、前年度末の現在高は、合わせて1億100万円余でした。

平成30年度は、職員退職手当基金へ5,000万円元金積み立てを行いました。また、利子積み立てが合わせて4万円余であったため、年度末の現在高は、1億5,104万6,806円となりました。

次に39ページから44ページまでは、30万円以上の物品について掲載しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

以上、認定第1号、平成30年度御殿場市・小山町広域行政組合歳入歳出決算認定に係る内容説明とさせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大窪民主君）

以上で、認定第1号「平成30年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計歳入歳出決算認定について」の説明を終わりといたします。

○議長（大窪民主君）

日程第5 議案第9号「令和元年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

当局から内容説明を求めます。

事務局長

○事務局長（勝間田邦雄君）

ただいま議題となりました議案第9号について、御説明いたします。

資料6 補正予算書の1ページをお開きください。

このページは、予算の条文です。

第1条では、歳入歳出予算の総額にそれぞれ8,400万円を追加し、予算の総額を32億3,400万円とするものでございます。

それでは、事項別明細書により歳出の内容から説明いたしますので、18ページ、19ページをお開きください。

2款1項1目一般管理費の説明欄1の①は、諸施設整備等基金元金としまして、RDFセンター解体事業の入札差金8,400万円を積み立てるものです。

これは、今後、衛生センターの更新整備が控えており、他の施設についても、平成31年3月に策定した「公共施設総合管理計画」にのっとり、大規模な修繕や改修を行うには、多額の費用を要することから、市町の負担の平準化を図るため、当該基金への積み立てを行うものです。

なお、この積み立てにより、当該基金の年度末残高は1億8,414万円余となります。

次に、歳入の説明をいたします。ページをお戻りいただき、14ページ、15ページをお開きください。

6款1項1目繰越金については、平成30年度の決算確定により、実質収支額が1億3,890万円となりましたので、当初予算で計上済みの1,000万円を差し引いた1億2,890万円を増額するものです。

次に、12ページ、13ページをお開きください。

1款1項1目負担金は、繰越金の精算と歳出の補正の結果、市町の負担金を減額するものでございます。

内訳としまして、御殿場市分が3,638万8,000円、小山町分が851万2,000円の減額となります。

以上、議案第9号、御殿場市・小山町広域行政組合一般会計補正予算（第1号）についての内容説明とさせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（大窪民主君）

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（この時質疑なし）

○議長（大窪民主君）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

○議長（大窪民主君）

これより討論に入ります。

まず、本案に対して反対討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（大窪民主君）

次に、賛成討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（大窪民主君）

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

○議長（大窪民主君）

これより、議案第9号「令和元年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計補正予算（第1号）について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（大窪民主君）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（大窪民主君）

日程第6 議案第10号「御殿場市・小山町広域行政組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について」、日程第7 議案第11号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」及び日程第8 議案第12号「御殿場市・小山町広域行政組合委員会の委員等に対する報酬の支給及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について」の3議案を一括して議題といたします。

当局から内容説明を求めます。

事務局長

○事務局長（勝間田邦雄君）

ただいま件目となりました、議案第10号から議案第12号までの3議案につきましては関連がありますので一括して御説明いたします。

本3案は、地方公務員法及び地方自治法の改正により、会計年度任用職員制度が設けられたこと、非常勤特別職の定義が変更されたこと及びこれらの法に関連する諸条例に改正の必要性が生じたことに伴い、新たに条例を制定するとともに、所要の改正を行うものです。

それでは、概要について御説明いたします。

資料2 議案資料の1ページをお願いいたします。

初めに、このたびの条例改正等の要旨につきましては、1にありますとおり、従来各地方公共団体によってさまざまであった臨時・非常勤職員の任用及び勤務条件等に関する取り扱いを統一し、制度の適切な運用を確保するため、地方公務員法及び地方自治法が改正され、来年4月1日から施行されることに伴い、当組合における臨時・非常勤職員の制度を見直し、関係条例の改正等を行うものです。

次に、2の法改正の概要につきましては、大きく分けて2点となります。

まず、(1)のとおり、これまで法令上その取り扱いが不明確であった一般職の非常勤職員について、新たに「会計年度任用職員」の制度を設け、その任用、服務規律、給付等について明確に規定されました。

次に、(2)のとおり、特別職の非常勤職員及び臨時的任用職員の任用の条件が厳格化されました。行政委員会や諮問機関の構成員等を除いた、一般的に「顧問・参与」等と称される特別職の非常勤職員について、「専門的な知識経験等に基づき、助言・調査

等を行う者」に限定されました。

また、「臨時職員」の根拠である「臨時的任用」につきましては、常勤職員に欠員等を生じた場合に限り、常勤職員とほぼ同様の処遇でその業務に従事することとされました。

なお、これらの職の整理の概要につきましては、1 ページ下の図をごらんください。

図の左上段の「特別職非常勤職員」から、「労働者性が高い」、すなわち拘束性が高く、上司の指揮監督下で職務を遂行する職については、今後は一般職となり、右中段の「会計年度任用職員」に移行し、また左下段の「臨時的任用職員」については、欠員となった常勤職員の代替として、同等の業務に従事する場合以外は、やはり右中段の「会計年度任用職員」に移行することとなります。

2 ページをお願いいたします。

続いて、3 の御殿場市・小山町広域行政組合における臨時・非常勤職員の制度の見直しについて御説明いたします。

まず、(1) の会計年度任用職員制度の整備につきまして、アの表はその給付制度の概要となります。

会計年度任用職員はその勤務時間によって、常勤職員と同じく週38.75時間勤務する「フルタイム会計年度任用職員」と、それ未満の時間で勤務する「パートタイム会計年度任用職員」に区分されます。表にありますとおり、「フルタイム会計年度任用職員」については、給料について、常勤の職員とほぼ同様の職員手当及び旅費が支給されることとなります。

一方、パートタイム会計年度任用職員については、今般の法改正で支給可能となった期末手当以外の給料及び職員手当の支給はできないため、これに相当する額を「報酬」あるいは「費用弁償」として支給することとなります。また、いわゆる「本給」に当たる報酬の額については、その職員ごとに定められる勤務時間、及び勤務の実績に応じて計算されることとなります。

なお、法律の規定に基づき、条例においては給付の種類等その根本的な部分を規定し、詳細については規則に委任する形となります。

3 ページをお願いいたします。

イのその他の勤務条件ですが、現在の当組合における臨時職員の制度を踏まえた上で、法の規定や国の非常勤職員との権衡を考慮し、各種休暇、退職制度について整備拡充をいたします。

続いて、(2) の臨時的任用職員についてですが、当組合においては、欠員職員の代替は会計年度任用職員での対応を考えており、当面臨時的任用職員の任用は予定しておりません。

次に、（３）の特別職非常勤職員の職の整理についてですが、任用対象の厳格化を受け、一部の職をその対象から外すこととなりますが、当組合においては、アの「非常勤の一般職」、イの「行政ボランティア等として地方公務員から外れる職」の該当はございません。

次に、４の条例改正等の概要ですが、議案のとおり３本の条例を提案させていただいております。

（１）の「御殿場市・小山町広域行政組合会計年度任用職員の給与等に関する条例」は、会計年度任用職員制度の導入に伴い、その給付についての根本的な規定を定めるものです。

４ページをお願いいたします。

（２）の「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」ですが、このたびの法改正に加え、この１２月に「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」が施行されることに伴い、関係する９本の条例について所要の改正を行うものです。

５ページをお願いいたします。

（３）の「御殿場市・小山町広域行政組合委員会の委員等に対する報酬の支給及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、この条例において報酬支給の対象となる非常勤職員特別職の定義が改められたため、題名を実情に即し、より一般的なものに改め、その職の設置の根拠となる法の規定を明確にするために表を整理するとともに、文言整理を行うものであります。

以上が、概要となります。

それでは、条例ごとに内容を御説明いたします。

初めに、議案第１０号について御説明いたします。

資料１ 議案書の２ページをお願いいたします。

本条例は、「会計年度任用職員」の給与等について、その根本基準を規定するものですが、第１条において条例の趣旨、第２条において給与の種類を規定し、続いて第３条から４ページの第９条までにおいて「フルタイム会計年度任用職員」の給与について規定しております。

なお、それぞれの規定において、常勤職員と同様に、詳細については規則で規定する内容となっております。

続いて、第１０条から７ページの第１９条までにおいて「パートタイム会計年度任用職員」の報酬について規定し、第２０条で法改正により新たに支給可能となった「パートタイム会計年度任用職員の期末手当」について規定しております。

続いて、第２１条から８ページの第２４条までにおいて、休職者の給与の取り扱いや

口座振替、控除の内容等フルタイム、パートタイムに共通する内容を規定しております。

続いて、法律の規定によるパートタイム会計年度任用職員には通勤手当や旅費ではなく、費用弁償として支給されるため、第25条において「通勤手当に相当する費用弁償」について、第26条で「旅費に相当する費用弁償」についてそれぞれ規定しております。

第27条は規則への委任規定となり、附則において施行日を令和2年4月1日と規定しております。

また、10ページから12ページの別表第1で会計年度任用職員の給料表を、13ページの別表第2において等級別の基準職務表を規定しております。

続いて、議案第11号について御説明いたします。

資料1 議案書の14ページをお願いします。

説明につきましては、資料2 議案資料6ページから31ページまでが新旧対照表となっておりますが、先ほどごらんいただいた同じ資料の4ページに一覧をまとめてありますので、そちらで説明をさせていただきます。

資料2 4ページの(2)のイをごらんください。

改正が必要となる9の条例について、法改正に伴い会計年度任用職員に係る規定の追加や適用除外等を定めるもので、合わせて第7条、第9条、第11条においては、地方自治法第16条の欠格条項から成年被後見人が除外されることに伴い、関連する条例についての所要の改正を行います。

4ページのウをお願いします。

施行日は令和2年4月1日となりますが、今申し上げました被成年後見人に関する規定の削除等に関する部分につきましては、当該法改正の施行日であります令和元年12月14日となります。

続きまして、議案第12号について御説明いたします。

資料1 議案書の18ページをお願いいたします。

新旧対照表で御説明いたしますので、資料2 議案資料の32ページ、33ページをお願いいたします。

最初に、本条例が特別職の非常勤職員全般について報酬等を規定するものであるため、これに合わせて題名を改正しております。

続いて、第1条では法律の根拠規定を明示し、第2条から第5条までについては文言整理となっております。

別表につきましては、各職ごとに報酬の区分と額を列挙するものでありますが、これまで一つの表であったものを、それぞれの職が地方公務員法第3条第3項のいずれの号の規定に該当するかにより区分し整理するものです。具体的には、35ページの第1項

については、その就任について議会の同意等が必要な職を、第2項については、法令または条例等により設けられた審議会等の構成員の職を、第3項については、このたび条件が厳格化された臨時または非常勤の顧問、参与及びこれらに相当する職で、専門的な知識経験または識見を有する者が就く職を規定しております。

附則は、施行日を令和2年4月1日とするものです。

以上、本3案の内容説明とさせていただきます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（大窪民主君）

これより議案第10号について質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（この時質疑なし）

○議長（大窪民主君）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

○議長（大窪民主君）

これより討論に入ります。

まず、本案に対して反対討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（大窪民主君）

次に、賛成討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（大窪民主君）

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

○議長（大窪民主君）

これより、議案第10号「御殿場市・小山町広域行政組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（大窪民主君）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（大窪民主君）

これより議案第11号について質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(この時質疑なし)

○議長（大窪民主君）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

○議長（大窪民主君）

これより討論に入ります。

まず、本案に対して反対討論の発言を許します。

(この時発言なし)

○議長（大窪民主君）

次に、賛成討論の発言を許します。

(この時発言なし)

○議長（大窪民主君）

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

○議長（大窪民主君）

これより、議案第11号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（大窪民主君）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（大窪民主君）

これより議案第12号について質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(この時質疑なし)

○議長（大窪民主君）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

○議長（大窪民主君）

これより討論に入ります。

まず、本案に対して反対討論の発言を許します。

(この時発言なし)

○議長（大窪民主君）

次に、賛成討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（大窪民主君）

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

○議長（大窪民主君）

これより、議案第12号「御殿場市・小山町広域行政組合委員会の委員等に対する報酬の支給及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（大窪民主君）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（大窪民主君）

日程第9 議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第105条の規定に基づき、お手元の資料7のとおり、当組合議会行政視察のために議員を派遣したいと思っております。

なお、日程の変更等細部の取り扱いについては、あらかじめ議長に一任願いたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（大窪民主君）

御異議なしと認めます。

よって、お手元の資料のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

○議長（大窪民主君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

この際、本席より諸般の連絡をいたします。

来る10月15日午後1時30分から9月定例会を再開いたしますので、定刻までに議場に御参集願います。

本日はお疲れさまでした。

午後2時32分 散会

第 2 日

令和元年御殿場市・小山町広域行政組合議会 9月定例会会議録(第2号)

令和元年10月15日(火曜日)

○議事日程

令和元年10月15日 午後1時30分 開会

日程第1 認定第1号 平成30年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計歳入歳出決算認定について

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員(12名)

1番 勝 亦 功 君	2番 勝間田 博文 君
3番 黒 澤 佳壽子 君	5番 杉 山 護 君
6番 室 伏 勉 君	7番 佐 藤 省 三 君
8番 高 橋 利 典 君	10番 藺 田 豊 造 君
11番 土 屋 光 行 君	12番 岩 田 治 和 君
13番 大 窪 民 主 君	14番 高 畑 博 行 君

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

管 理 者	若 林 洋 平 君
副 管 理 者	池 谷 晴 一 君
副 管 理 者	勝 又 正 美 君
会 計 管 理 者	鈴 木 秋 広 君
事 務 局 長	勝間田 邦 雄 君
消 防 長	村 松 秀 樹 君
庶 務 課 長	三 輪 徹 君
事務局次長兼資源循環課長	佐 藤 暁 将 君
事務局次長兼衛生センター所長	岩 田 隆 夫 君
管 理 課 長	小 澤 進 君
予 防 課 長	岩 田 誠 君
消防次長兼警防課長	勝間田 誠 司 君
通 信 指 令 課 長	平 野 利 政 君
御 殿 場 消 防 署 長	谷 中 修 君
小 山 消 防 署 長	込 山 眞 治 君
御 殿 場 消 防 署 副 署 長	小 林 眞 人 君

御 殿 場 市 企 画 部 長	井 上 仁 士 君
御 殿 場 市 総 務 部 長	梶 守 男 君
御 殿 場 市 環 境 部 長	勝 又 裕 志 君

○職務のため出席した事務局職員

庶務課総務スタッフ課長補佐	込 山 次 保
庶務課総務スタッフ主任	勝 亦 俊 尚
庶務課総務スタッフ主任	齋 藤 真 知 子
庶務課総務スタッフ主任	小 宮 山 智 士

○議長（大窪民主君）

出席議員が法定数に達しておりますので会議は成立いたしました。

ただいまから、令和元年御殿場市・小山町広域行政組合議会 9 月定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

午後 1 時 3 0 分 開議

○議長（大窪民主君）

本日の会議は、お手元に配付してあります日程により運営いたしますので、御了承願います。

○議長（大窪民主君）

本日、議席に配付済みの資料は、議事日程（第 2 号）のほか、参考資料として平成 30 年度決算質疑区分一覧表、以上でありますので御確認ください。

○議長（大窪民主君）

日程第 1 認定第 1 号「平成 30 年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、過般の本会議において説明がなされておりますので、内容説明は省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（大窪民主君）

御異議なしと認めます。

よって、本案に対する内容説明は省略し、直ちに質疑に入ります。

まず、歳入について質疑ありませんか。

2番 勝間田博文議員

○2番（勝間田博文君）

決算書16、17ページ、7款2項1目雑入、1億6,045万8,000円余について伺います。

予算額より1,672万5,000円余、昨年度決算額より47万7,000円余増加となっていますが、この要因と評価について、そして、今後の傾向について見解をお尋ねいたします。

○議長（大窪民主君）

資源循環課長

○資源循環課長（佐藤暁将君）

ただいまの御質問についてお答えします

雑入につきましては、雇用保険料をはじめその他雑入まで10項目ありますが、そのうち、焼却センター発電売電料が全体の約8割、再資源化物売却料が約1割を占め、この2つで全体の約9割以上を占めています。

まず初めに、予算額に対し1,672万5,000円余の増加の要因は、焼却センター発電売電料が1,264万6,000円余、再資源化物売却料が323万3,000円余、それぞれ増加となったことによるものです。

発電料、売電料につきましては、燃料となるごみ質のバイオマス比率や発熱量が想定より高かったことによるもの、再資源化物売却料につきましては、資源ごみの搬入量が想定より多かったことによるものと評価しております。

次に、昨年度決算額より47万7,000円余の増加となった要因は、発電売電料が988万5,000円余の減額に対し、再資源化物売却料が888万6,000円余の増額となり、全体で増額となっております。

なお、再資源化物売却料が増加となった要因は、昨年度は半年間の稼働が、通年となったことによるものです。

いずれにしましても、雑入の増減に大きな影響を与えるのは、焼却センター発電売電料です。発電量は、焼却するごみの量と質に大きく左右されます。今後の市町のごみ減量や分別の施策によっては、搬入されるごみの量、質が変動することが考えられます。

したがって、今後の発電量の傾向を予測することは難しいところですが、焼却SPCとの連携により、効率的な発電を行うことで、安定した売電収入を確保することに努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

（「了解して終わります。」と勝間田博文君）

○議長（大窪民主君）

ほかに質疑ありませんか。

3番 黒澤佳壽子議員

○3番（黒澤佳壽子君）

お尋ねいたします。

決算書の12ページ、13ページ、2款使用料及び手数料、2項1目1節の清掃手数料のうちの廃棄物処理手数料、指定ごみ袋1億2,396万円について質問いたします。

決算附属資料の17ページにあります指定ごみ袋廃棄物処理手数料によりますと、29年度の収入は1億1,662万円で、734万円増ということになります。また、ごみ袋の販売数も45万8,150組で、2万9,050組増となります。この増額、増数の背景、分析について。

2点目は、可燃ごみが3万1,515トンで29年度比189トン減になっています。不燃ごみは552トンというデータが出ていますが、このごみ減量との関係分析についてお尋ねいたします。

関連しますので、ここで質問いたしますが、歳出の22、23の3款の衛生費、2項清掃費の1目の塵芥処理費のうちの備考4です。指定ごみ袋作成等事業費5,077万円です。この手数料との差額の使途の内容、内訳についてお尋ねいたします。

5款の財産収入、14ページ、15ページです。2項1目財産売払収入1億7,693万円について、内容説明をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（大窪民主君）

資源循環課長

○資源循環課長（佐藤暁将君）

ただいまの御質問、1点目の2款2項1目衛生手数料についてお答えします。

初めに、指定袋に関する処理手数料の増額、袋の販売数及びごみの搬入量には関連性がありますので、一括してお答えいたします。

まず、指定ごみ袋は、販売店の買い取り方式となっているため、袋の販売数とごみの搬入量は、必ずしも比例するものではありませんが、御指摘のとおり、前年度に対して、可燃ごみの搬入量は、減少しているにもかかわらず、指定ごみ袋の販売数は増加しています。

平成30年度の可燃ごみの搬入量の減少につきましては、指定ごみ袋を使用しない許可業者の搬入が減少したことが主な要因です。しかし、指定ごみ袋で回収された市町の搬入量は、前年度に対し130トン余の増加となっています。したがって、このことが、販売数を増やした要因であると考えています。

次に、廃棄物処理手数料と指定袋の作成事業費との差額の使途につきましては、あく

までも指定袋の販売は、廃棄物の処理手数料という名目で徴収していますので、可燃ごみ袋の販売収入額については、決算書22、23ページの備考欄2の焼却センター運営費に、不燃ごみ袋の販売収入額につきましては、3再資源化センター運営費にそれぞれ充当しています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（大窪民主君）

庶務課長

○庶務課長（三輪 徹君）

それでは私から、財産売払収入の内容につきましてお答えいたします。

平成30年度中に解体が終了しました小山町桑木地先のRDFセンター用地、10筆、計2万1,709.42㎡につきまして、平成30年8月に小山町と当組合との間で取り交わした土地売買契約書に基づき売り払いをした収入でございます。

売払収入として計上した1億7,693万1,000円の積算根拠ですが、当該用地2万1,709.42㎡に対しまして、平成29年12月に不動産鑑定士により算定された平米当たりの鑑定評価額8,150円を乗じて算出したものでございます。

ちなみに、当該用地の一部844.67㎡につきましては、平成29年6月、小山町から町道整備事業用地として買収の申し出があったため、29年度中に売却しております。

なお、このたびの売り払い代金につきましては、小山町より平成31年1月25日、1億2,393万1,000円、同年2月25日、5,300万円が納付されております。

以上、答弁とさせていただきます。

（「終わります。」と黒澤佳壽子君）

○議長（大窪民主君）

ほかに質疑はありませんか。

（この時質疑なし）

○議長（大窪民主君）

質疑なしと認めます。

これにて歳入の質疑を終結いたします。

○議長（大窪民主君）

続いて、歳出の質疑に入ります。

まず、1款議会費、2款総務費、3款衛生費について質疑ありませんか。

3番 黒澤佳壽子議員

○3番（黒澤佳壽子君）

2 款の総務費です。ページは 20 ページ、21 ページ、1 項 1 目総務管理費の備考欄 4 の人事管理費、②の職員福利厚生費、3 万 3, 914 円について質問いたします。

この計上された金額、経費が少ないと感じますが、事業の内容について説明をお願いしたいと思います。

3 款の衛生費です。22 ページ、23 ページの 2 項 1 目塵芥処理費の備考欄 3、再資源化センター運営費の②の資源循環費 313 万円について質問いたします。

事業の内容説明と経費の内訳についてお尋ねいたします。

24、25 ページの 2 項 1 目は一緒ですが、備考欄 8 の繰越明許、旧施設管理費の 2 億 1, 500 万円について質問いたします。

説明では解体工事費として小山町に支出したということでした。予算現額が 2 億 9, 924 万円で、決算額との差が 8, 424 万円減額になっています。減額になった要因について、また関連しまして 19 節の負担金補助及び交付金の 3 億 3, 534 万円、支出済み額が 2 億 4, 872 万円、不用額が 8, 661 万円の説明をお願いしたいと思います。

2 項 2 目のし尿処理費の備考欄 2 の⑤の施設修繕整備事業 7, 378 万円について質問いたします。

説明では、長寿命化のための整備事業とありました。整備事業の内容と、そして、今後の見通しについてお尋ねいたします。

以上です。

○議長（大窪民主君）

庶務課長

○庶務課長（三輪 徹君）

1 点目の御質問にお答えさせていただきます。

福利厚生費の内容についてですが、職員永年勤続表彰に係る消耗品・写真等の代金でございます。

福利厚生の大きな柱であります職員健康管理のうち、職員健康診断については、当組合は御殿場市と合同で実施しております。この経費につきましては、御殿場市は人事管理費、福利厚生費で計上していると伺っております。

当組合は、搬送患者からの感染のおそれのある消防職員や汚染された廃棄物等によりけがをして感染のおそれがある厚生職員が多数おりますことから、一般事務職員が受診する健康診断のほかに、各種予防接種、B 型・C 型肝炎検査などを受診させることが必要であります。

また、消防職員は深夜勤務があるため、特定業務従事者健康診断も必要になることから、健康管理を円滑に行うために、当組合では、決算書 21 ページの備考②福利厚生費

と区分して、福利厚生費の上段①職員健康管理費として276万1,828円を執行しております。この①職員健康管理費は、福利厚生費用として認識しております。

また、組合職員の御殿場市互助会の加入による負担、御殿場市人事課職員の事務経費負担など、組合職員の福利厚生に係る費用につきましては、福利厚生費には計上されておきませんが、直接的費用、間接的費用として、さまざまな費目で存在しております。

そのようなことから、「福利厚生費の費用が少ないのでは」というような御質問に對しまして、具体的・数値的な回答は難しいのですが、今後とも、一部事務組合として、消防・塵芥処理・し尿処理・斎場運営を業務とする団体であるという特性に合わせて、市・町、特に、御殿場市に協力していただき、適正な福利厚生事業を進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（大窪民主君）

資源循環課長

○資源循環課長（佐藤暁将君）

続きまして、2点目の3款2項1目塵芥処理費の御質問についてお答えします。

まず、資源循環費の事業内容につきましては、再資源化センターへ搬入されたもののうち、色つきのガラスカレットや使用済みの蛍光灯、乾電池等の、資源物として売却できないものを一般廃棄物として処理を委託したり、不燃物の破碎で発生した残渣を小山町の最終処分場へ運搬したりするものです。

その内訳は、ガラスカレットのうち茶色32万4,000円余、その他81万5,000円余、廃乾電池78万6,000円余、廃蛍光灯90万7,000円余、フロン破壊処理手数料2万円余、運搬手数料17万2,000円余となっています。

次に、旧施設管理費の不用額について御説明いたします。

まず初めに、解体工事費の減額につきましては、解体工事費を予算計上するに当たり、平成29年度に解体設計業務を設計事務所へ委託して工事費を算出しています。

その後、解体工事を監理監督する技術職員が広域行政組合にいないこと。また、工事現場が小山町地先にあることを考慮しまして、小山町に解体工事を委託することにしました。

したがって、工事請負契約は、小山町が実施する指名競争入札によって地元業者が落札し、入札差金として、1億1,900万円余が生じ、その後の追加工事等で変更契約を経て、最終的に不用額として、8,400万円余が生じました。

最後に、負担金補助及び交付金の不用額につきましては、前述の解体費の不用額以外に、焼却センターの定期点検時等の停止時に、再資源化センターで使用した電気料金等を組合が負担することとなっていますが、停止期間が想定より短かったこと、再資源化センターの使用電力量が想定より少なかったことで230万円余の不用額が生じました。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（大窪民主君）

衛生センター所長

○衛生センター所長（岩田隆夫君）

私からは、し尿処理費関係の質問、1点目、3款2項2目・し尿処理費、備考欄2の⑤施設修繕整備事業費の内容についてお答えします。

100kℓ施設沈殿槽内部装置交換修繕に3,974万円余、処理棟東西面外壁修繕に290万円余、ろ過原水ポンプ等整備修繕に267万円余、逆洗排水ポンプ交換修繕に226万円余、苛性ソーダ注入ポンプ等交換修繕に210万円余、40kℓ施設ばっ気ブロワ盤修繕に168万円余のほか33件の修繕を行い、施設の延命化を図りました。

次に、2点目の今後の見通しについてお答えします。

平成30年度において39件の修繕を実施しましたが、衛生センター内にはこれら以外にも多数の設備・機器が稼働しており、求められている処理性能を適切に発揮するため、老朽化した施設の整備や交換を引き続き実施していく必要がありますので、平成29年度策定の「衛生センター長寿命化総合計画」並びに平成30年度策定の「組合公共施設総合管理計画」に基づき、経費の平準化を図りながら各種設備・機器の修繕等を行い施設の延命化を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

（「終わります。」と黒澤佳壽子君）

○議長（大窪民主君）

ほかに質疑ありませんか。

2番 勝間田博文議員

○2番（勝間田博文君）

それでは、何点か質疑させていただきます。

まず、決算書18、19ページ、2款1項1目一般管理費、大事業1、人件費、小事業⑤公務災害基金負担金277万1,000円余について伺います。

この金額はどのように算出されているのか、また、内容についてお尋ねいたします。

次に、決算書22、23ページ、3款2項1目塵芥処理費13節委託料8億4,974万6,000円余について伺います。

299万1,000円余の不用額が生じていますが、要因と評価についてお尋ねいたします。

次に、24、25ページ、3款2項2目し尿処理費、11節需用費1億4,460万5,000円余に172万3,000円余、13節委託料7,274万円余に269万9,000円余の不用額が生じていますが、要因と評価についてお尋ねいたします。

○議長（大窪民主君）

庶務課長

○庶務課長（三輪 徹君）

それでは、1点目の御質問、公務員災害補償基金負担金についてお答えさせていただきます。

地方公務員災害補償基金は、職種により9つの区分に分かれており、業務内容とそのリスク等に応じて負担金割合が異なっております。

具体的に申しますと、当組合で一番多い消防職員150名は1,000分の2,3300、清掃事業職員15名は1,000分の3,4300、一般事務職員9名は1,000分の1,0900となります。

負担金は、区分ごとの職員給与総額に区分別の負担金割合を乗じた額となります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（大窪民主君）

資源循環課長

○資源循環課長（佐藤暁将君）

続きまして、2点目の3款2項1目、塵芥処理費の御質問についてお答えします。

不用額299万1,000円余の内訳につきましては、焼却センター運営費が51万7,000円余、再資源化センター運営費が8万8,000円余、資源循環費が141万9,000円余、指定ごみ袋作成等事業費が96万5,000円余となっております。

それぞれの運営費や資源循環費の委託料は、ごみの搬入量や種別によって変動しますので、想定したごみ量よりも若干の減量があったと評価しています。

なお、ごみの搬入量につきましては、今後も市町と連携し、ごみの減量化に向けて周知・啓発に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（大窪民主君）

衛生センター所長

○衛生センター所長（岩田隆夫君）

私からは、し尿処理関係の質問、3款2項2目し尿処理費、11節、13節の不用額についてお答えします。

11節の不用額の主なものは、光熱水費のうち電気料が83万5,000円余、運転管理に必要な薬剤などの消耗品費が42万2,000円余となっております。いずれも施設の適切な運転管理に努めた結果と考えております。

13節の不用額は、諸設備点検業務委託の入札差金が主なものでございます。

いずれにいたしましても、市町からの負担金で賄っております会計ですので、今後も

内容を精査した予算編成並びに執行に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

(「終わります。」と勝間田博文君)

○議長(大窪民主君)

ほかに質疑ありませんか。

(この時質疑なし)

○議長(大窪民主君)

質疑なしと認めます。

これにて1款、2款、3款の質疑を終結いたします。

次に、4款消防費、5款公債費、6款予備費について質疑ありませんか。

1番 勝亦 功議員

○1番(勝亦 功君)

私は、富士岡分署に関し、2点伺います。

4款1項1目常備消防費の27ページ、備考欄2であります。施設管理費に4,500万円余決算になっておりますけれども、富士岡分署にかかわった経費について教えてください。

もう1点ですが、分署施設の課題について、当局の見解をお伺いをいたします。

特に富士岡分署につきましては、管内で最も劣悪な勤務環境だと思っております。加えて借地期間の延長等困難でもありまして、移転場所の決定、新築については喫緊の課題だと認識しております。

また、監査委員の審査意見書につきましても、このように書いてございます。施設等の整備について、女性消防士の採用に向け、トイレや仮眠室などの設備充実、環境づくりを指摘されております。

小山消防署については、小山町の負担により更新されることになっておりますが、富士岡分署につきましては、公共施設等総合管理計画にも優先順位が高いと思われましても、御殿場市に対して施設移転、改築等の早期実現を働きかける必要があると考えますが、こういった課題についての見解をお聞きしたいと思います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長(大窪民主君)

管理課長

○管理課長(小澤 進君)

ただいまの御質問にお答えします。

初めに、富士岡分署庁舎にかかった経費ですが、323万円余であります。主に、施設修繕費の235万円余で、老朽化したホース乾燥塔及び排水設備の修繕にかかった経

費でございます。

続いて、富士岡分署施設の課題ですが、先ほどお伝えしたとおり、昨年度の富士岡分署庁舎にかかった経費のほとんどが、修繕費でありまして、議員、御指摘のとおり、施設や設備の老朽化による、職員の執務環境の改善が喫緊の課題であります。

今後、「御殿場市・小山町広域行政組合公共施設総合管理計画」に基づきまして、仮眠室の個室化など、職員の執務環境の改善、並びに女性消防職員が働きやすい環境づくりとして、各施設の建て替え、改築の際には、女性用のトイレや仮眠室などの整備も、計画的に実施いたします。

また、「公共施設総合管理計画」では、供用開始から43年が経過している富士岡分署は、最優先に建て替えが必要な施設と位置づけられ、さらに、令和7年度には、土地の賃貸借契約が満了することから、消防本部といたしましては、御殿場市へ積極的に働きかけ、施設の移転、建て替えなどの早期実現に向け取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

(「終わります。」と勝亦 功君)

○議長（大窪民主君）

ほかに質疑はありませんか。

2番 勝間田博文議員

○2番（勝間田博文君）

決算書28、29ページ、4款1項1目常備消防費、22節補償補填及び賠償金2万5,000円について伺います。

全金額予備費を充用しておりますが、要因と背景についてお尋ねします。

次に、決算書、同じ28、29ページの5款1項2目利子の23節償還金利子及び割引料1,008万4,000円余について伺います。

595万2,000円余の不用額が生じていますが、要因、評価についてお尋ねいたします。

○議長（大窪民主君）

管理課長

○管理課長（小澤 進君）

私からは、常備消防費、22節補償補填及び賠償金2万5,000円についてお答えします。

まず、2万5,000円の支出内容から御説明いたします。

これは、救急協力者が、応急手当中に傷病者の血液が付着しまして、感染症に罹患した疑いが発生したため、当該救急協力者に対し、血液検査に係る費用を見舞金として支払ったものでございます。

次に、予備費充用の要因といたしまして、22節補償補填及び賠償金は、当初予算におきまして予算計上をしておりませんでしたので、全額予備費を充用させていただいたものでございます。

なお、救急協力者は、血液検査の結果、罹患はされておりました。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（大窪民主君）

庶務課長

○庶務課長（三輪 徹君）

2点目の御質問にお答えいたします。

このたびの不用額の原因は、平成29年度事業ごみ再資源化施設建設整備事業と救助工作車導入事業の起債に係る利子の、当初予算の見込み額と執行額との差分でございます。

平成29年度において、予算編成時には起債引き受け先が決まっていなかったため、当時の金融状況、さらには公的機関及び民間金融機関の利率等を勘案して、御殿場市が想定した、起債償還金の予想利率1.0%を組合も適用して、30年度予算を編成いたしました。

年が明けまして2月に、幸いなことに公益財団法人静岡県市町村振興協会から、ごみ再資源化施設建設整備事業のうち1億1,450万円分と、救助工作車導入事業については全額となる7,460万円について、2年据え置き12年償還0.02%の条件で借りることができました。

また、ごみ再資源化施設建設整備事業の財源不足分10億7,650万円につきましては、30年4月に、入札によって沼津信用金庫から12年償還0.55%の好条件で借りることができました。

いずれにいたしましても、利率1.0%で当初予算に計上しましたが、予算執行時においては0.02%または0.55%の利息で支出し、前述の不用額が発生したものでございます。

評価につきましてですが、低利率の公益財団法人の貸し付けを枠上限まで、また民間金融機関からも好条件で財源を調達することができたことは評価できると認識しております。

ただし、このように不用額が発生する場合は、速やかに減額補正処理を行うよう、以後、十分気をつけます。

以上、答弁とさせていただきます。

（「終わります。」と勝間田博文君）

○議長（大窪民主君）

ほかに質疑はありませんか。

3番 黒澤佳壽子議員

○3番（黒澤佳壽子君）

2点、お尋ねいたします。

4款の消防費です。決算附属資料の25ページの救急出動状況から質問いたします。

出動状況が、出動件数が4,831件、取り扱い件数が4,540件で、搬送しなかった件数が291件と出ています。出動して取り扱わなかった、搬送しなかった件数の内容についてお尋ねいたします。

次が、2の地区別救急出動状況ですが、東名高速出動件数123件、これは29年度から比べると減数になっておりますが、東名高速に関する救急出動の内容について御説明願いたいと思います。

以上です。

○議長（大窪民主君）

御殿場消防署副署長

○御殿場消防署副署長（小林真人君）

ただいまの2点の御質問について、お答えいたします。

まず、1点目の救急出動して取り扱わなかった件数の内容ですが、救急業務は、市町民の緊急通報に応え、医療機関へ迅速に搬送することを原則としておりますが、救急隊が救急現場に到着後に傷病者の状況等により、医療機関へ搬送しない場合があります、これらが不搬送として扱われます。

平成30年度における不搬送291件の内容につきましては、傷病者本人が搬送を拒否した事案が129件、救急隊到着時に明らかに死亡していた事案が68件、症状回復等により緊急性なしとなった事案が57件、現場に傷病者がいなかった事案が28件、その他誤報、酩酊等による事案が9件となっております。

続いて、2点目の東名高速に関する救急出動の内容ですが、当消防本部では、上り線は御殿場インターチェンジから大井松田インターチェンジまで、下り線は御殿場インターチェンジから裾野インターチェンジまで、新東名につきましては、下り線の御殿場ジャンクションから長泉沼津インターチェンジまでの救急事案について出動しております。

平成30年度における救急出動123件の内容を、新東名と東名で比較すると、新東名が交通事故3件、東名については急病59件、交通事故53件、一般負傷5件、その他の事案が3件の合計120件となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

（「終わります。」と黒澤佳壽子君）

○議長（大窪民主君）

ほかに質疑ありませんか。

(この時質疑なし)

○議長（大窪民主君）

質疑なしと認めます。

これにて4款、5款、6款の質疑を終結いたします。

次に、歳入歳出全般について質疑ありませんか。

1番 勝亦 功議員

○1番（勝亦 功君）

決算附属資料の8ページ、9ページになります。性質別経費の財源内訳について2点、お伺いしたいと思います。

これは総務費、2款で聞くべきだったかもしれませんが、お許しいただきたいと思えます。

最初の1点目ですが、1番の消費的経費のうちの①人件費についてです。決算では13億8,000万円余が計上されております。29年度につきましては、15億3,000万円余でありまして、1億5,000万円ほど減額になっております。この要因について確認をしたいと思えます。

2点目であります。その同じページですが、3、その他の経費のうちの②積立金出資金が5,000万円余となっております。監査委員の意見書では、退職金積立額が不足しているという指摘もございます。このことについての見解を教えてくださいと思えます。

以上、2点、よろしく願いいたします。

○議長（大窪民主君）

庶務課長

○庶務課長（三輪 徹君）

2点御質問いただきましたので、順次お答えさせていただきます。

1点目の、人件費1億5,000万円の減額につきましては、退職手当の支給額が減少したことが大きな要因でございます。

平成29年度は、定年退職者に早期退職者を加え、計9名が退職され、その退職金の合計は1億7,013万5,000円でした。対しまして、30年度は、定年退職者1名に職歴の浅い早期退職者1名、計2名が退職され、その退職金の合計は、2,443万5,000円でした。退職手当の前年度比支給差分は1億4,513万5,000円の減額となり、人件費の減額の大部分でございます。

次に、積立金出資金5,000万円と、積立額の見解についてお答えいたします。

先ほど述べましたとおり、平成29年度は、計9名が退職され、その退職金の合計は

1億7,000万円余となりました。その財源としまして、職員退職手当基金を1億1,100万円取り崩し、結果、29年度末の基金残高が、90万1,088円となりました。このようなことから、議会並びに市・町の御理解をいただき、平成30年度に退職手当基金を5,000万円積み立てました。

早期退職者は不確実ですが、確実に予測ができる定年退職者の人数も年によってばらつきがございます。

退職手当は、人数がまとまると多額な費用負担となることから、負担の平準化、安定的な退職手当の財源確保という観点から、退職手当基金の拡充は、組合として望ましいところではございます。

しかしながら、組合の収入財源はほぼ全額、御殿場市及び小山町からの負担金でございますので、市・町の意向を十分踏まえ、議会並びに市・町の御理解をいただける範囲で職員退職手当基金の拡充を図りたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

(「終わります。」と勝亦 功君)

○議長(大窪民主君)

ほかに質疑ありませんか。

(この時質疑なし)

○議長(大窪民主君)

質疑なしと認めます。

これにて歳入歳出全般について質疑を終結いたします。

以上で、認定第1号に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対して反対討論の発言を許します。

(この時発言なし)

○議長(大窪民主君)

次に、賛成討論の発言を許します。

(この時発言なし)

○議長(大窪民主君)

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより、認定第1号「平成30年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計歳入歳出決算認定について」を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（大窪民主君）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

○議長（大窪民主君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて令和元年御殿場市・小山町広域行政組合議会 9 月定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後 2 時 1 7 分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 大 窪 民 主

署名議員 土 屋 光 行

署名議員 岩 田 治 和